

# 京都府豊かな緑を守る条例

所管課：森の保全推進課  
(平成18年度～)

持続可能な循環型の社会づくりを進めるためには、人と森林との望ましい共生関係を築き、京都の豊かな緑を守る必要があります。そのため、府民の皆さんと一緒に京都の豊かな緑を守り育てていくための2つの仕組みを制度化しました。

## ■ 概要

### ○ 府民ぐるみで森林を守り育てるための仕組み

(府民ぐるみで森林を支えるというモデルフォレストの理念のもとで、多様な森林づくりに取り組むための仕組み)

- ◆ 森林利用保全指針・保全計画の策定
- ◆ 森林利用保全重点区域の指定
- ◆ 森林利用保全活動団体の登録
- ◆ 森林利用保全協定の認定

### ○ 1ha以下の小規模開発を規制する仕組み

(森林法の規制対象とならない1ヘクタール以下の開発について、開発計画の協議を義務付け、不適切な開発を防止するための仕組み)

- ◆ 森林開発行為の協議
- ◆ 土砂搬入禁止区域の指定

## ■ 森林開発行為の協議制度

